

平成28年度 建設工事等における入札制度等の改正について

1. 平成28年度 建設業者経営事項審査表（ランク表）について

小松島市建設工事請負業者選定要綱第3条に規定する別表に掲げる区分については、次のとおり改正いたします。

工種	旧	新
土木工事		
Aランク（設計金額）	850点以上（1,000万円以上）	850点以上（1,000万円以上）
Bランク（設計金額）	700点以上850点未満（600万円以上1,000万円未満）	720点以上850点未満（600万円以上1,000万円未満）
Cランク（設計金額）	640点以上700点未満（350万円以上600万円未満）	640点以上720点未満（350万円以上600万円未満）
Dランク（設計金額）	640点未満（350万円未満）	640点未満（350万円未満）
舗装工事		
上位ランク（設計金額）	700点以上（500万円以上）	730点以上（500万円以上）

2. 建設業法施行令の一部を改正する政令について

建設業法施行令の一部を改正する政令（平成28年4月6日公布）の施行により、平成28年6月1日以降に請負契約を締結する工事について、特定建設業の許可及び監理技術者の配置が必要となる下請契約の請負代金の額の下限が、次のとおり改正しております。

なお、平成28年5月31日以前に請負契約を締結した工事については、原則、現に締結している請負契約の内容に基づくものとします。

内容	現行	改正後（6月1日施行）
特定建設業の許可及び監理技術者配置の配置が必要となる下請契約の請負代金の額	3,000万円以上 （建築一式4,500万円以上）	4,000万円以上 （建築一式6,000万円以上）
工事現場ごとに配置が求められる主任技術者又は監理技術者を専任で配置することが必要となる重要な建設工事の請負代金の額	2,500万円以上 （建築一式5,000万円以上）	3,500万円以上 （建築一式7,000万円以上）

3. その他

(1) 「解体工事業」が、建設業法等の一部を改正する法律（平成26年6月4日公布）の施行により、「とび・土工工事業」に含まれる「工作物の解体」を独立させ、許可に係る業種区分に追加されています。

これに伴い、小松島市が発注する解体工事に関し、解体工事業の許可を有する事業者を、建設業者経営事項審査表（ランク表）、工事内容及び設計金額等を考慮しながら、競争入札の指名先及び参加資格要件とするよう検討しておりますのでご留意ください。

なお、同法は施行日から引き続き3年間は経過措置が取られることを考慮して、平成31年度よりの運用を予定しております。

(2) 本年度より、国及び県の通知を踏まえ、建設業者の社会保険等未加入対策を図っていくものとしますので、ご協力のほどお願いします。